

事 務 連 絡
令和3年8月31日

都道府県トラック協会
専 務 理 事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事 松崎 宏則

**「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」
の一部改正について**

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、例年、年末及び夏期等における繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加え、贈答用品を中心とした輸送需要が各時期により極端に増大し、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっているところです。

また、近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストワンマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）が増加する繁忙期が、貨物自動車運送事業者ごとに多様化していることから、国土交通省では、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日付国自貨第91号）を、別紙のとおり改正することとしましたので、お知らせいたします。

敬具

◇本件問合せ先：企画部 TEL03-3354-1037

制度

- 輸送需要が極端に増大し、**事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難**となる年末年始・夏季等の繁忙期に限り、許可を得たトラック事業者が運行・労務管理などの安全指導を行うことを前提に、**自家用車の活用を例外的に許可**。
- 令和3年9月1日、ネット通販事業等による宅配貨物量の変化を踏まえ、対象時期を見直すとともに、申請手続きの合理化、使用される自家用車の管理の厳格化（原則ラストワンマイル配送のみ、台数制限、運送事業者による報告義務、ペナルティの新設等）等のため、通達（※）改正を実施。
 ※『年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について』（平成15年2月14日国自貨第91号）

改正概要

- ① 輸送需要の実態を踏まえ繁忙期の期間設定を見直し（春期繁忙期の追加等）

春期	3/10～3/31	夏期	6/15～8/12
	4/20～4/30	秋期	8/13～11/9
	5/6～5/15	年末	11/10～12/31

④ 有償運送使用可能台数は保有車両数の範囲内に限る

(例)

トラック × 10台

↓

有償運送実施車両 × 10台まで

・有償運送実施日において、使用可能な台数は営業所が保有する事業用車両数の範囲内に限る

- ② 許可申請を運送需要者からの申請（代理申請）のみ
- ⑤ 自家用車1両あたり年間90日を上限として使用可



有償運送実施車両 × 90日

・1両あたり年間90日まで
 ※営業所単位ではない

- ③ 申請は年初1回で足り、その年の運送実績を翌年2月末までに報告書として提出
- ⑥ 悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合等には、翌年の許可を受けられない




・有償運送時に悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合
 ・年間90日を超えて有償運送を実施した場合

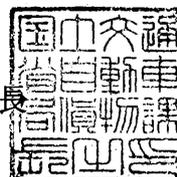
(参考) 繁忙期有償運送通達の改正箇所まとめ

	改正後	改正前
申請主体	運送需要者たる貨物自動車運送事業者による代理申請に限定。	自家用自動車の運転者が申請又は貨物自動車運送事業者が代理申請を行う。
許可の対象	営業所に配置されている事業用自動車と同数までの自家用自動車について、一両当たり年間90日。	(新設)
	以下の運送に限る。 ①ラストワンマイル輸送 ②公共の福祉を確保するためやむを得ない場合	輸送品目について制限なし。
貨物運送事業者の義務	利用者対策の実施について、右記に加え法令遵守を追加。	自動車事故、荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策の実施。
	自家用自動車の有償運送中に以下の事案が発生した場合の報告義務を追加。 ①救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転等の悪質と認められる行為に係る違反行為 ②自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 ③過積載違反、最高速度違反行為等の道路交通法に違反する行為	(新設)
	悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合の以下の対応義務を追加。 ・当該運転手に対する許可証返納の指導 ・他の運転手に対する再発防止のための研修等の実施	(新設)
	運送実績の報告(翌年2月まで)。	(新設)
処分等	以下の事案が発生してから一年以内は、当該事案が発生した営業所に係る許可を行わない。 ①一両当たり年間90日を超えて有償運送を行った場合 ②運転者が悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合 ③報告すべき事案に関し、事実又はこれを称するものを隠滅したと認められる場合	(新設)
	貨物自動車運送事業者が行政処分を受けることとなった場合は、当該処分期間中の許可自家用自動車の許可を無効とする。	(新設)
繁忙期の期間	(1)春期繁忙期 毎年3月10日から同年3月31日まで 毎年4月20日から同年4月30日まで 毎年5月6日から同年5月15日まで (2)夏季繁忙期 毎年6月15日から同年8月12日まで (3)秋期繁忙期 毎年8月13日から同年11月9日まで (4)年末繁忙期 毎年11月10日から同年12月31日まで	(1)年末年始繁忙期 毎年11月10日から翌年1月10日まで (2)夏季繁忙期 毎年6月1日から同年8月31日まで (3)秋期繁忙期 毎年9月1日から同年11月30日まで
実績の把握	毎年の実績を各地方運輸局において翌年6月末までに把握する。	毎年の実績を各地方運輸局において翌年3月末までに把握する。

国自貨第52号の2
令和3年8月26日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車
監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達を発出したので、この旨了知される
とともに、傘下会員に対し周知方願います。

平成15年2月14日付国自貨第91号
一部改正 平成26年6月9日付国自貨第16号
一部改正 令和3年8月26日付国自貨第52号

各地方運輸局自動車交通部長

関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長

自動車交通局貨物課長

年末及び夏期等繁忙期における
トラック輸送対策について

例年、年末及び夏期等における繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加え贈答用品を中心とした輸送需要が各時期により極端に増大し、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。また、近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストワンマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）が増加する繁忙期が、貨物自動車運送事業者ごとに多様化している。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、引き続き年末及び夏期等繁忙期について、別紙のとおり定期的に輸送対策を行うこととするので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（昭和60年11月14日貨陸第197号）は平成15年3月31日限りで廃止する。

年末及び夏期等繁忙期における
トラック輸送対策について

- 1 年末及び夏期等繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。
 - (1) 自家用自動車の有償運送に係る許可申請書は、別紙様式1のとおりとし、貨物自動車運送事業者からの代理申請を行わせるものとし、運送需要者欄には代理申請者を記入すること。
 - (2) 自家用自動車の有償運送に係る利用計画書は、別紙様式2のとおりとし、当該利用計画書の作成に当たっては、2に掲げる年間当たり利用日数の上限及び5に掲げる各繁忙期の期間を勘案すること。
 - (3) 自家用自動車の有償運送に係る許可証は、別紙様式3のとおりとする。

- 2 年末及び夏期等繁忙期における利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要止むを得ない場合において、運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車と同数までの自家用自動車について、5に掲げる期間に限り、かつ、一両当たり年間90日を上限に、自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。なお、許可の対象は、貨物自動車運送事業者の繁忙期の輸送需要に対応するための自家用自動車による有償運送であって、次に掲げるものとする。
 - (1) ラストワンマイル輸送として行われるもの。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの。

- 3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者である貨物自動車運送事業者に対し、次のとおり指導すること。
 - (1) 当該許可に係る自家用自動車（以下「許可自家用自動車」という。）を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
 - (2) 運転者に対して法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、輸送の安全の確保や利用者とのトラブルの防止に努めること。
 - (3) 許可自家用自動車の有償運送について以下に該当する事案が発生した場合には、別紙様式4により当該有償運送に係る許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に対し速やかに報告すること。
 - ① 運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為を行った場合

- ② 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に定める事故が発生した場合
 - ③ 運転者が、過積載違反、最高速度違反行為、駐停車違反、放置駐車違反その他道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する行為（①に掲げるものを除く。）を行った場合
 - (4) 運転者が(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には、当該運転者に対し許可証を直ちに返納するよう指導するとともに、その他の運転者に対して、再発防止のための研修等を実施すること。
 - (5) 許可自家用自動車に係る運送実績については、翌年の2月末日までに、別紙様式5により許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。なお報告書の提出がなされるまでは、その営業所に係る翌年の許可を行わないものとする。
- 4 運送需要者である貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）の趣旨に鑑み、次のとおり取り扱うこととする。
- (1) 法第33条（第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車の使用停止以上の処分（以下「行政処分」という。）を受けている事業者が該当する場合は、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わないものとする。
 - (2) 許可基準に満たない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、許可を行わないものとする。（貨物軽自動車運送事業者を除く。）
なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず、許可の対象としないものとする。
 - (3) 自らが需要者となっている許可自家用自動車に関して以下に該当する事案が発生した場合には、当該有償運送の許可の有効期間が満了した日の翌日から起算して1年を経過しない間は、当該事案が発生した営業所に係る許可を行わないものとする。
 - ① 2の規定に反して一両当たり年間90日の上限を超えて有償運送が行われた場合
 - ② 運転者が3(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合
 - ③ 3(3)に関し、事実又はこれを証するものを隠滅したと認められる場合
 - (4) 運送需要者である貨物自動車運送事業者が、許可自家用自動車の有償運送の許可期間内に行政処分を受けることになった場合には、当該処分期間中については、処分を受けている営業所に係る許可自家用自動車の許可は無効とする。
- 5 年末及び夏期等繁忙期の具体的期間については、次のとおりとし、申請及び許可に当たっては、毎年、当該年に係る各期間について一括して行うことができる。
- (1) 春期繁忙期

毎年3月10日から同年3月31日まで

毎年4月20日から同年4月30日まで

毎年5月6日から同年5月15日まで

(2) 夏期繁忙期

毎年6月15日から同年8月12日まで

(3) 秋期繁忙期

毎年8月13日から同年11月9日まで

(4) 年末繁忙期

毎年11月10日から同年12月31日まで

- 6 各繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可状況等については、前年の実績を毎年6月末日までに別紙様式6により各地方運輸局において把握することとする。

附 則（平成26年6月9日付国自貨第16号）

改正後の通達は、平成26年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和3年8月26日付国自貨第52号）

改正後の通達は、令和3年9月1日以降の自家用自動車の有償運送の許可について、同日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

様式 1

有 償 運 送 許 可 申 請 書

年 月 日

運輸支局長 殿

〇〇〇〇他 名申請代理人
住所
氏名又は名称

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者（運送事業者）の氏名 又は名称及び住所	
運送しようとする物の種類	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物
運送しようとする期間	有償運送利用計画書（様式2）のとおり
運送しようとする区間	(例) 〇〇配達所から千代田区内の住居等
自動車登録番号又は車両番号	有償運送許可申請者名簿のとおり
有償運送を必要とする理由	繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。
申請者による宣誓	申請する年において、90日を超えて道路運送法による有償運送の許可を受けて貨物の運送は行いません。 運送需要者（運送事業者）が実施する法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等に関する研修等を受講します。

※ 運送需要者（運送事業者）の欄には、営業所名まで記載するものとする。

※ 添付書類：使用する自動車の自動車検査証の写し

有償運送許可申請者名簿

番号	住所・氏名又は名称	自動車登録番号 又は車両番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

様式 2

〇〇 年 有償運送 利用計画書

運送需要者（運送事業者）

住所

氏名又は名称

営業所

繁忙期の種別		利用計画期間
春期	毎年3月10日から同年3月31日まで	(計 日間)
	毎年4月20日から同年4月30日まで	
	毎年5月6日から同年5月15日まで	
夏期	毎年6月15日から同年8月12日まで	(計 日間)
秋期	毎年8月13日から同年11月9日まで	(計 日間)
年末	毎年11月10日から同年12月31日まで	(計 日間)

合計： _____ 日間

※ 上記の利用計画期間は、有償運送許可の申請時における計画内容であり、実際の稼働日に関しては、有償運送の許可期間満了後、有償運送実績報告書（様式5）により、報告すること。なお年間当たり90日を超えないこと。

自動車登録番号

又は車両番号

様式 4

有償運送許可に係る事故等報告書

年 月 日

運輸支局長 殿

運送需要者（運送事業者）

住所

氏名又は名称

営業所

1. 自動車登録番号又は車両番号

2. 運転者の氏名及び住所

3. 発生日時及び発生場所

4. 事故等の概要

1	救護義務違反	2	酒酔い運転
3	薬物等使用運転	4	妨害運転
5	無免許運転	6	酒気帯び運転
7	過労運転	8	大型自動車等無資格運転
9	無車検運行	10	過積載運行
11	最高速度違反	12	駐停車違反・放置駐車違反
13	(上記以外の)道路交通法の違反行為 (具体的な内容を下記に記入)		
14	自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 (具体的な内容を下記に記入)		
	(自動車事故報告規則第2条第 号)		

※ 該当する項目番号に ○ すること。

様式5

〇〇 年 有償運送 実績報告書

年 月 日

運輸支局長 殿

運送需要者（運送事業者）

住所

氏名又は名称

営業所

〇〇 年の自家用自動車の有償運送にかかる運送実績について、下記のとおり報告します。

繁忙期の種別		稼働日
春期	毎年3月10日から同年3月31日まで	(計 日間)
	毎年4月20日から同年4月30日まで	
	毎年5月6日から同年5月15日まで	
夏期	毎年6月15日から同年8月12日まで	(計 日間)
秋期	毎年8月13日から同年11月9日まで	(計 日間)
年末	毎年11月10日から同年12月31日まで	(計 日間)

合計： 日間

自動車登録番号
又は車両番号

様式6

各繁忙期に係る自家用自動車の有償運送の許可状況（〇〇 年）

（単位：件、両）

運 輸 支局名	許可 件数	登録自動車		軽自動車		合 計			備 考
		貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	計	

各繁忙期に係る自家用自動車の有償運送許可車両の稼働状況（〇〇 年）

（単位：件）

運 輸 支局名	許可件数	繁忙期の種別毎の稼働状況				備 考
		春期	夏期	秋期	年末	

※ 上記の記載にあたっては、例えば一つの許可について春期・夏期・秋期・年末の各時期に、それぞれ1日でも稼働があった場合には、許可件数欄は1件と計上し、繁忙期の種別毎の稼働状況欄については、春期・夏期・秋期・年末のそれぞれの欄に、各1件ずつ計上すること。